

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 有限会社本屋敷建設
法人番号： 3290802010140
住 所： 福岡県北九州市門司区春日町18番17号
2. 指名停止措置期間： 令和7年5月19日から令和7年6月18日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲： 九州地方測量部管内
4. 事実概要：

本件は、有限会社本屋敷建設の当時の代表取締役が、飲酒運転により、令和7年1月30日に福岡高等裁判所において、懲役10ヵ月(執行猶予3年)の刑を宣告されたものである。

5. 指名停止措置理由：

役務の有資格登録業者である有限会社本屋敷建設の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～15 略	略
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)